

2023年度 北播磨社会人サッカーリーグ戦要項

- 1 主 催 一般社団法人北播磨サッカー協会1種委員会
- 2 試合回数 1部リーグ・・・9チームの1回総当たりリーグ戦とする。
2部リーグ・・・9チームの1回総当たりリーグ戦とする。
- 3 試合時間 前半40分、後半40分、計80分として延長戦は行わない。
- 4 競技規則 日本サッカー協会競技規則による。
- 5 選手の数 試合開始の時に選手が7名に満たないチームは棄権とみなす。
- 6 選手交替 自由な交代で行う。
- 7 チーム資格 本年度日本サッカー協会に登録されたチームであること。
- 8 選手資格 本年度当該チームに1種登録された選手で、他チームと重複してないものに限る。
万一違反のあったチームは、当該試合は棄権扱いとし、違反者は今後如何なる試合も出場できない。
- 9 ユニホーム GK、フィールドプレーヤー共、異なった2色を登録すること。
ユニホームの背番号変更は、**試合1週間前**までに変更したメンバー表を事務局までメールで送信すること。
- 10 警 告 警告を2回命ぜられた選手は、自動的に次の1試合は出場停止とする。
- 11 退 場 退場を命ぜられた選手は、自動的に次の公式戦の出場を禁じ、以後の処置は北播磨社会人サッカーリーグ戦規律委員会（1種委員長、1種副委員長、1種審判委員長）の裁定に従う。尚、出場停止中の選手を出場（ベンチ入りを含む）させた場合、勝点より3点をマイナスする。選手には更に3試合の出場停止処分のペナルティーを与える。
- 12 勝 点 試合の勝者には勝ち点3点、引分け1点、負け0点、棄権負け-2点とする。
- 13 順 位 (1) 勝点順
(2) 勝点が同点の時は全試合のゴールディファレンス（得点-失点）
(3) (1)・(2)共に同じ時は全試合の総得点
(4) 当該チームの対戦成績
(5) 抽選
優勝チームは、都市リーグ決勝大会への出場資格を得る。
- 14 試合球 各チームから1個ずつの持ち出しとする。
- 15 負 傷 試合中及び近辺での負傷発生の処置は、当該チームで行う。
- 16 器物損傷 試合中及び練習中に場内外の器物に損傷が生じた時は、当該チームにおいて弁済するものとする。
- 17 試合変更 1種委員会で決定された試合日の変更は認められない。
事務局のミス以外の組替えは一切行わない。都合が悪くなったチームは、全ての試合の組替えを行い、関係チームにも必ず連絡すること。
- 18 昇格降格 1部リーグの8位9位は、2部リーグに自動降格する。
2部リーグの1位2位は、1部リーグに自動昇格する。
- 19 表 彰 1部リーグ・2部リーグの優勝チームにカップを授与する。
1部リーグ・2部リーグの得点王にカップを授与する。

20 その他 要項に記載されていない項目等で問題が発生した場合は、北播磨社会人サッカーリーグ戦規律委員会により処置を決定するので裁定に従う。

落雷事故防止に関する試合の取り扱いについて

試合開始後、雷の為に試合を中断し、再開出来ない場合は、その時点のスコアにより決定する。

試合開始前に中止となった場合は、大会運営本部で決定する。

- ※ リーグ戦において棄権または失格を3試合以上行ったチームは、次年度の登録を認めない。
- ※ 審判にあたっているチームの遅刻・審判服の不備などは当日の試合を失格とし、棄権扱いにする。
- ※ レフリースの服装 レフリース（主審・副審）は必ず審判服・パンツ・ソックス・シューズを着用すること。尚、主審は副審用フラッグ・トス用コイン・笛・記録用メモ・警告・退場カードなどを持参すること。資格（級）のワッペン（リスペクト）も必ず付けること。
- ※ レフリースの原則 レフリース（主審・副審）は有資格者で行うこと。
コロナ関係で突如有資格者が来れない場合のみ副審のみ無資格でも良いとする。
無資格の方が副審をされる時は必ず事務局に連絡を入れ
試合前に必ず当番チーム・両チームに報告すること。
- ※ 当番 当番チームは記録をとり、試合当日に廣田にまでメールをすること。
メールアドレス h-hirota@gaia.eonet.ne.jp
三木防災第1球技場,第2球技場での第1試合の当番チームはクラブハウス1階事務所に
グラウンド使用の挨拶を兼ねて,AEDを借りにいくこと。
1試合目の当番チームは2試合目の当番チームにAEDの引継ぎをし、
2試合目の当番チームは日程終了の報告と同時にAEDを返却すること。
- ※ 第1試合のチームは、当番チームとグラウンド設営などの協力をすること。
- ※ 最終試合のチームは、当番チームとグラウンドの後片付けなどの協力をすること。
- ※ ペットボトル・弁当などのゴミ類は、すべて持ち帰ること。
- ※ 三木総合防災公園において以下の注意事項が守れない場合は、以後の公式戦に出場できない。
 - (1) 公園周辺の地域住民及び他の公園利用者に迷惑を及ぼす行為を行った場合
 - (2) 許可なく行商・売店等これらに類する行為を行った場合
 - (3) 公園施設等で管理上の禁止行為に違反した場合
 - (4) 申請目的以外の利用（練習、又貸し）を行った場合（終了後の練習禁止）
 - (5) 正当な事由がないのに特別利用を取りやめた場合
 - (6) グラウンドキーパー・スポーツ指導員の指示に従わなかった場合
 - (7) その他施設管理上、不相当と認められる行為を行った場合
 - (8) 別紙【グラウンド使用上の注意事項】を遵守すること。
 - (9) 更衣室使用后、清掃が出来ているか指導員の方に確認していただくこと。
- ※ 北播磨社会人サッカーリーグ戦（北播磨サッカー協会）への加盟については、北播磨地域（5市1郡）に在住在勤者のトータル数が他地域より上回り、代表者が北播磨地域に在住しており、尚且つ社会人委員会で承認されたチームとする。